**飲食店を営業されている皆様へ**

**火を使用している全ての飲食店に、消火器の設置が義務化されます。**

**1　理由**

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の火災で、出火建物が当時の消防法では、消火器設置対象外の小さな飲食店で、原因がコンロの消し忘れであったため、平成30年3月28日に消防法が改正されました。

**2　対象**

火を使用する設備又は器具を設けた全ての飲食店です。

**3　いつから**

2019年10月1日からです。

**4　設置義務が免除となる場合**

以下の装備があれば、消火器の設置は免除できます。

1. 調理油加熱防止装置を設けている場合。
2. 自動消火装置を設けている場合。
3. 圧力感知安全装置を設けている場合。

**※消火器の設置本数、場所などの詳細については、消防署にご相談ください。**

問い合わせ先

〒643-0002

和歌山県有田郡湯浅町青木670番地

湯浅広川消防組合消防本部　予防課

TEL　0747－64－0119

FAX　0737－63－6626